

NPO法人 東群馬リアンズ Jr. ラグビースクール定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 東群馬リアンズ Jr. ラグビースクールと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、太田市、伊勢崎市および周辺市町村の中学生等に対して、ラグビーフットボールを普及・育成するスクール事業に関する事業を行い、ラグビーフットボールを通じたスポーツ文化の振興と社会貢献に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ラグビースクールの運営事業
- (2) ラグビー大会、イベントに関する事業
- (3) ラグビーの普及事業
- (4) その他 上記の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、規則等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	0円	年会費	3,000円
(2) 活動会員	入会金	0円	年会費	0円
(3) 賛助会員	入会金	0円	年会費	14,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和10年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	茂木 康弘	理事長
〃	伊藤 剛	副理事長
〃	吉田 孝行	
〃	小野寺 洋	
〃	菅谷 克則	
〃	金井田 幸雄	
〃	板垣 隆	
監事	日月 丈志	

(様式2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 東群馬リアンズ Jr. ラグビースクール

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	茂木 康弘		無	理事長
理事	伊藤 剛		無	副理事長
理事	吉田 孝行		無	
理事	小野寺 洋		無	
理事	菅谷 克則		無	
理事	金井田 幸雄		無	
理事	板垣 隆		無	
監事	日月 丈志		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

私たちはこれまで任意団体として中学生のラグビースクールを運営し、高校でもラグビーを続けられる生徒を育成することを目的とし、生徒の健全育成に努めてまいりました。しかし、活動が拡大するにつれ、練習場の確保、安全な用具の拡充、指導者の育成、体験イベントの開催など、より広範で継続的な活動が求められるようになっていきます。

これまでの任意団体の枠組みでは、物品の購入や施設の借用、行政や企業からの助成金申請において社会的信用に限界があり、安定した事業継続が困難でした。

そこで、私たちは特定非営利活動法人（NPO法人）を設立することを決意いたしました。法人格を取得することにより、組織の社会的信用を高め、情報公開を徹底し、透明性の高い運営を行います。これにより、地域、学校、企業、行政との連携をさらに深め、生徒が安全にラグビーを楽しめる環境をつくります。

ラグビーを通じた健康で活力ある豊かな地域社会の実現に寄与することを目的に、ここに法人を設立いたします。

2 設立申請に至るまでの経過

- **令和6年4月**：生徒不足により、太田市の東毛ワイルドナイツRSと伊勢崎市の伊勢崎RSとで中学生の合同チームを発足して一緒に活動開始。合同チームとして、大会・合宿に参加。
- **令和7年1月**：合同チームから、同じチームとして活動するために東群馬リアンズJr. ラグビースクールを設立。
- **令和8年4月**：活動規模の拡大に伴い、運営の透明化と安全対策の強化、および活動場所の安定確保を目的に、指導者において法人化に向けた検討を開始。
- **令和8年6月13日**：設立総会を開催。NPO法人 東群馬リアンズJr. ラグビースクールの設立を審議・可決し、認証申請の手続きに至る。

令和8年6月13日

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 東群馬リアンズJr. ラグビースクール

設立(代表)者 住所又は居所

氏 名 茂木 康弘

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式8)

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 東群馬リアンズJr.ラグビースクール

1 事業実施の方針

NPO法人の設立初年度として下記の特特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) ラグビースクールの運営事業

毎週土日の練習を継続して行うとともに、他のラグビースクールとの交流試合や合宿を行い、ラグビーの普及と生徒の健全な育成を行う。

(2) ラグビー大会、イベントに関する事業

群馬県ラグビーフットボール協会主催の各種大会をはじめ、関東協会及び他県協会主催の大会に参加、本法人主催の大会を開催する。

(3) ラグビーの普及事業

SNS（インスタグラム）等を通じたラグビースクールの活動の配信や、小学生を対象とした体験教室を開催して、ラグビーの普及活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
ラグビースクールの運営事業	ラグビー指導 交流試合の実施	毎週 土曜日 日曜日	太田市第2 サッカー ラグビー場 伊勢崎ラ グビー場	15名～25 名	スクール会員 約60名
ラグビースクールの運営事業	菅平夏合宿	R8/7/24～ 7/26	長野県菅 平高原	約20名	スクール会員 約60名
ラグビースクールの運営事業	遠征 水戸日立RS交流	R8/9/20	日立会瀬 スポーツ 広場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビースクールの運営事業	春合宿	R9/3/21～ 3/22	伊勢崎ラ グビー場	約15名	スクール会員 約40名
ラグビースクールの運営事業	卒業式	R9/3/22	伊勢崎ラ グビー場	約15名	スクール会員 約40名
ラグビー大会、イベントに関する事業	群馬県中学生ラグ ビーフットボール 大会	R8/10/12	群馬県営 ラグビー 場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビー大会、イベントに関する事業	太田市ラグビーフ ットボール大会	R8/12/6	太田市第2 サッカー ラグビー 場	約20名	スクール会員 約60名

ラグビー大会、イベントに関する事業	太田市ラグビーフットボール大会	R8/12/20	川越運動公園陸上競技場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビー大会、イベントに関する事業	群馬県中学生ラグビーフットボール新人大会	R9/2/11	伊勢崎ラグビー場	約15名	スクール会員 約40名
ラグビーの普及事業	SNS配信（インスタグラム、HP）	随時	インターネット	約5名	不特定多数

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2) その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

(様式8)

令和9年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 東群馬リアンズJr.ラグビースクール

1 事業実施の方針

NPO法人の設立2年目として下記の特特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) ラグビースクールの運営事業

毎週土日の練習を継続して行うとともに、他のラグビースクールとの交流試合や合宿を行い、ラグビーの普及と生徒の健全な育成を行う。

(2) ラグビー大会、イベントに関する事業

群馬県ラグビーフットボール協会主催の各種大会をはじめ、関東協会及び他県協会主催の大会に参加、本法人主催の大会を開催する。

(3) ラグビーの普及事業

SNS（インスタグラム）等を通じたラグビースクールの活動の配信や、小学生を対象とした体験教室を開催して、ラグビーの普及活動を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定 日時	実施予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲 及び予定人数
ラグビースクールの 運営事業	ラグビー指導 交流試合の実施	毎週 土曜日 日曜日	太田市第2サ ッカーラグ ビー場 伊勢崎ラグ ビー場	15名～25 名	スクール会員 約60名
ラグビースクールの 運営事業	遠征 茗溪学園中学部交流	R9/5/30	茗溪学園	約10名	スクール会員 約40名
ラグビースクールの 運営事業	菅平夏合宿	R9/7/23～ 7/25	長野県菅平 高原	約20名	スクール会員 約60名
ラグビースクールの 運営事業	遠征 水戸日立R S 交流	R9/9/19	日立会瀬ス ポーツ広場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビースクールの 運営事業	春合宿	R10/3/18 ～3/19	伊勢崎ラグ ビー場	約15名	スクール会員 約40名
ラグビースクールの 運営事業	卒業式	R10/3/19	伊勢崎ラグ ビー場	約15名	スクール会員 約40名
ラグビー大会、イベ ントに関する事業	第38回 敷島カップ 争奪中学生ラグビー 大会	R9/4/29	群馬県営ラ グビー場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビー大会、イベ ントに関する事業	第18回 伊勢崎ロー タリーカップ大会	R9/5/16	伊勢崎ラグ ビー場	約20名	スクール会員 約60名

ラグビー大会、イベントに関する事業	群馬県中学生ラグビーフットボール大会	R9/10/11	群馬県営ラグビー場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビー大会、イベントに関する事業	太田市ラグビーフットボール大会	R9/12/5	太田市第2サッカーラグビー場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビー大会、イベントに関する事業	太田市ラグビーフットボール大会	R9/12/19	川越運動公園陸上競技場	約20名	スクール会員 約60名
ラグビー大会、イベントに関する事業	群馬県中学生ラグビーフットボール新人大会	R10/2/11	伊勢崎ラグビー場	約15名	スクール会員 約40名
ラグビーの普及事業	SNS配信（インスタグラム、HP）	随時	インターネット	約5名	不特定多数

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

令和8年度 活動予算書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

NPO法人 東群馬リアンズJr. ラグビースクール

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金	968,000	968,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
合宿費預り金	3,000,000		
遠征費預り金	720,000		
用品預り金	500,000	4,220,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			5,188,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	3,820,000		
用具費	700,000		
研修費	50,000		
参加・登録費	160,000		
保険料	100,000		
雑費	30,000		
通信運搬費	20,000		
印刷製本費	10,000		
広告宣伝費	30,000		
施設使用料	100,000		
その他経費計	5,070,000		
事業費計		5,070,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費			
通信費			
賃借料			
光熱費			
業務委託費			
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			5,080,000
当期正味財産増減額			108,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			108,000

※その他の事業を実施しない

令和9年度 活動予算書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

NPO法人 東群馬リアンズJr. ラグビースクール

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	75,000		
賛助会員受取会費	840,000	915,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000	200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
合宿費預り金	3,000,000		
遠征費預り金	720,000		
用品預り金	500,000	4,220,000	
5. その他収益			
受取利息			
雑収益		0	
経常収益計			5,335,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	80,000		
旅費交通費	3,900,000		
用具費	700,000		
研修費	50,000		
参加・登録費	160,000		
保険料	100,000		
雑費	30,000		
通信運搬費	20,000		
印刷製本費	10,000		
広告宣伝費	50,000		
施設使用料	100,000		
その他経費計	5,200,000		
事業費計		5,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費			
通信費			
賃借料			
光熱費			
業務委託費用			
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			5,210,000
当期正味財産増減額			125,000
前期繰越正味財産額			108,000
次期繰越正味財産額			233,000

※その他の事業を実施しない